

意見書案第 4 号

ライドシェアの導入について慎重な検討を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月28日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

もろくま 英文

石本 優子

新村 まさる

田中 たかし

稲 員 稔 夫

川 上 陽 平

倉 元 達 朗

近 藤 里 美

とみなが ひろゆき

篠 原 達 也

井 上 ま い

ライドシェアの導入について慎重な検討を求める意見書

訪日観光客の急回復や、深刻な運転手不足によるタクシー供給不足の解決策として、運送事業者に義務付けられている第二種免許を取得していない一般ドライバーが自家用車を使い有償で利用者を運ぶ「ライドシェア」の導入を目指す議論が高まっています。

しかし、運行管理や車両整備、事故等について責任を負う主体を置かないままに自家用車の一般ドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としたライドシェアは、安全性の確保、利用者の保護等の課題が指摘されています。加えて、利用者の少ない過疎地域では、需要過少のため機能しないおそれもあります。

さらに、導入している各国の状況を見ると、暴行事件や交通事故の増加のほか、認可された運送事業者の経営圧迫や運転手の低所得化など様々な問題が生じており、ライドシェアを禁止又は規制強化する動きも多数あります。

これまで政府は、タクシー運転手不足を解消するため待遇改善等の取組を実施しており、その回復の兆しも見られるところです。また、令和5年10月に改正法が施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等において、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に関する仕組みが規定され、各地域で取り組み始めたところです。

よって、福岡市議会は、政府が、ライドシェアの導入について利用者の安全・安心に極めて大きな懸念があることに鑑み、次の事項を踏まえて慎重に検討し、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する諸施策を講じられるよう強く要請します。

- 1 地域公共交通における安全性の確保、利用者保護等に万全を期すこと。
- 2 地域公共交通の担い手である運送事業者の経営を圧迫することなく、需要に対応できるよう一層の各種支援等に取り組むこと。
- 3 一般ドライバーによる過剰供給が運転手の低所得化を生じさせ企業の雇用機会の損失につながることを防ぐよう、働き方の多様化の推進と地域の運行需給バランスの双方に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、  
デジタル行財政改革担当大臣 宛て

議 長 名